

千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン（第4期計画）の概要

第1章 はじめに

- 計画策定の背景
第3期までの計画の理念を踏襲しつつ、令和元年11月に閣議決定された新たな「子どもの貧困対策に関する大綱」の方針を踏まえて計画を策定
- 計画の位置付け
母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- 計画の理念
子どもの権利と福祉に最大限配慮するとともにひとり親家庭等の誰もが、地域社会の一員として人権を尊重され、自立し、心身ともに健康で安心して生活できる社会づくりを目指す。
- 計画の期間
令和2年度から6年度までの5年間

第2章 ひとり親家庭の現状

- 現状
 - ひとり親世帯数は増加傾向
千葉県内ひとり親世帯数（母子・父子合計）（他の世帯員がいる世帯を含む）
50,858世帯（H17）→52,393世帯（H27）
 - 千葉県内の保育所等待機児童数は平成29年をピークに減少傾向
県内（政令・中核市を含む待機児童数）
1,787人（H29）→1,020人（H31）
 - ひとり親家庭の住居の状況と一般的な世帯の住居の状況との比較
全国
ひとり親（母子）
持ち家（本人名義以外を含む）35%
民間賃貸住宅 33.1% 公営住宅 13.1%
ひとり親（父子）
持ち家（本人名義以外を含む）68.1%
民間賃貸住宅 11.4% 公営住宅 7.4%
 - 一般的な世帯
持ち家（本人名義以外を含む）61.3%
民間賃貸住宅 28.3% 公営住宅 3.8%
 - 生活困窮世帯向けの子どもの学習・生活支援事業の実施自治体数（政令・中核市を除く）
9市町村（H27）→36市町村（R1）
ひとり親家庭向けの子どもの生活・学習支援事業の実施自治体数（政令・中核市を除く）
1市町村（H28）→5市町村（R1）
 - ひとり親家庭（母子）と一般的な世帯の帰宅時間
ひとり親（母子）18時前 34.7% 18時～20時 43.3%
一般的な世帯 18時前 69.7% 18時～20時 21.5%
 - ひとり親の就労収入
全世帯の1世帯当たりの平均所得金額
563.8万円（H17）→545.4万円（H27）
母子世帯の平均就労収入金額（母のみ）
171万円（H17）→200万円（H27）
 - 養育費の受給状況
養育費について文書で取り決めている割合（母子世帯）
24.6%（H18）→31.4%（H28）
養育費を現在も受けている割合（母子世帯）
19%（H18）→24.3%（H28）

第3章 県計画の重点課題

- 基本的な考え方
①子育てに係る悩みを地域で共有し、相互に協力し合うことのできる地域ネットワークの構築を目指す。
②将来を担う子どもが、夢や希望を持てるように、子どもの権利や子どもの福祉に最大限配慮した学習支援や居場所づくりを推進する。
③ひとり親家庭の親が、経済的に自立できるよう就労支援や資格取得を推進する。
- 重点課題
①ひとり親家庭に必要な支援に確実につなげる相談支援体制の整備
②子どもの学習支援の充実や安心・安全な居場所づくりの推進
③ひとり親家庭の親が、子ども及び自身の将来に向けて経済的に自立するための就業支援の推進

第4章 基本的施策

【各基本的施策の課題】

- 1 子育て・生活支援**
○ひとり親家庭の保育に関する子育て支援
○多忙なひとり親の地域的なつながりの希薄化による情報不足や過大になりがちな子育て負担を軽減するための支援
○ひとり親家庭の妊娠から子育て期にわたる心身の健康に係る支援
○安定した生活を送るための住居に関する支援
- 2 子どもの生活・学習支援**
○ひとり親家庭の子どもの将来のため、経済的に困窮しているひとり親家庭向けの学校以外の学習の場の提供や、教育費負担軽減支援
○ひとり親家庭の子どもの生活習慣や、学習習慣の定着や、安心・安全な居場所づくり
- 3 就業支援**
○ライフステージの変化に応じた安定した就労収入が得られるよう個々の事情に応じた支援
○有利な転職・就職ができるよう資格取得のための支援
○就労にあたり介護等特別な配慮が必要なひとり親家庭への支援
- 4 養育費確保支援**
○養育費確保のための専門家を通じた相談支援
○離婚前に養育費の支払いに関する取り決めを行うよう知識の普及啓発
○子どもの気持ちを最大限尊重した面会交流の実施
- 5 経済的支援**
○児童扶養手当や公共料金減免制度等の支援の確実な周知
○教育費や、親の修学に係る費用についての支援
○ひとり親家庭が経済的な問題や多忙であることを理由に病院へ行かず、疾病が重症化しないための支援
- 6 支援体制の充実**
○ひとり親の困難を地域で生活する世帯としての課題と捉え、関係機関や地域が協力した支援体制の整備
○支援する者の資質向上と伴走型の切れ目のない支援体制の整備
○特別な支援を要するひとり親家庭の把握と関係機関の連携
○ひとり親家庭向けの支援策の普及・啓発

【取組の方向性】

- 急用があった場合や、育児に係る心身の負担軽減のための一時預かり事業、地域で支援し合えるよう相互に援助する事業の推進
- 育児等に関する講習会の実施やひとり親家庭同士の交流を図ることを目的とした事業の推進
- 母子等の健康増進のため子育て世代包括支援センターとの連携
- 公営住宅の優先的な入居の推進
- 生活困窮世帯向けの子どもの学習・生活支援事業や放課後子供教室などと連携した事業運営の推進及び、制度活用の周知
- 生活習慣等を子どもが楽しみながら習得できるよう放課後児童クラブ等と連携した子どもの居場所づくり
- 子ども食堂を活用した様々な世代と交流する事業の推進
- 子育て世代包括支援センターと就業支援を行う関係機関が連携した支援により個々のひとり親家庭に応じた経済的自立促進
- 就職・転職に有利な資格取得のための講座の開催や労働環境に配慮した就業支援の推進
- 関係機関の役割分担を明記した支援プログラムを作成し就業に配慮した支援の実施
- 養育費確保のため、離婚前相談や移動相談会の実施
- 弁護士による専門的な相談体制の充実
- 養育費に関する知識について広く行きわたるよう子どもに関する他部門と一体となった周知
- 支援員を通じた安全な面会交流の実施
- 市町村窓口の来所等様々な機会を活用した周知
- 母子父子寡婦福祉資金の制度周知と適切な貸付の実施
- ひとり親医療費助成の現物給付化の移行とともに、自己負担額の見直しの検討
- ひとり親家庭の抱える困難を解消するため地域の福祉、保健等関係機関による支援策を検討するための協議の場の設置や情報共有
- 個々のひとり親の状況に合わせ支援が届けられるよう母子父子自立支援員を中心に伴走型の支援体制の整備と資質向上のための研修会の開催
- 特別な支援を要するひとり親家庭について、障害、高齢者福祉等の関係部門と情報共有し複合的な支援体制を整備するとともにアウトリーチによる継続的な支援の拡充

第5章 計画の推進に向けて

計画の着実な推進を図るため、数値目標等の進捗状況を毎年度把握し、社会福祉審議会母子・里親部会において報告、取組についての評価を行います。また、それにより施策等に変更の必要性が生じた際は、本計画の内容を修正します。また、施策の推進に当たっては、今般発生した新型コロナウイルスの感染拡大による生活への影響についても配慮します。